

休明光記

春

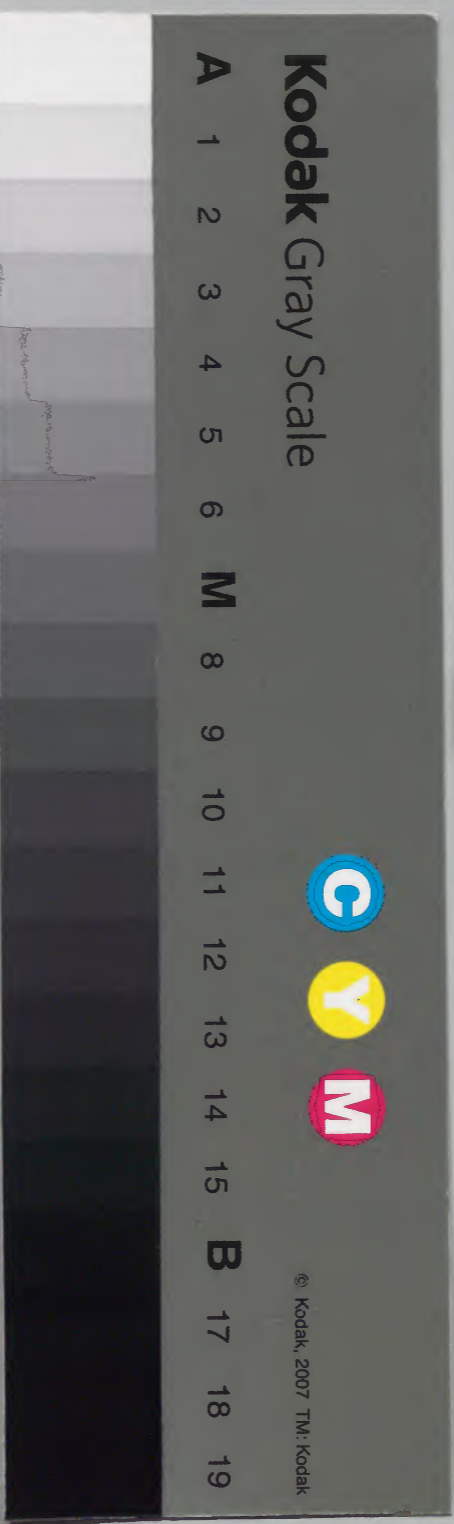
八	和
一八〇	書
四一八	門
四七五	
冊架函號類	

267

庫	閣	內
七	八	和
八	〇	書
函	四	類
一	五	
二	冊	
架	號	

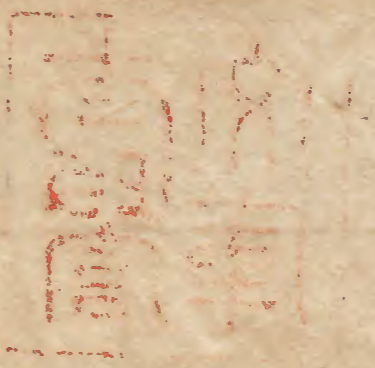
內閣文庫	
番號	和 8805
冊數	4 (1)
函號	178 267

178-267



内閣
圖書

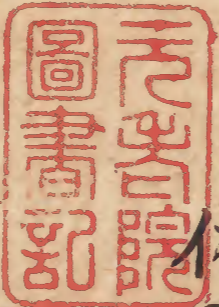
体明記
推及
城
皇
名
攝
を
附
松



休明光記總目錄

蝦夷沿革書

卷之壹



○ 蝦夷地及論之事

○ 蝦夷地沿革論の事

○ 志那毛地七十年試の事

○ 志那毛地七十年試の事

○ 志那毛地七十年試の事

○ 志那毛地七十年試の事

○ 志那毛地七十年試の事

○ 松平忠明の行内政書三指威方異村と志那



長坂及宮更たひ之と流口長偏地事地列

事

○ 江戸町町人たのり ○ 江戸金所のり

○ 江戸松の事 ○ 長徳丸子モロと並宗の河

六又者場田仁助系組の事 ○ 二名れ也福

河のり ○ 中井徳三郎徳一書のり ○ 細見

檀十郎西村たお徳と仁徳と事 ○ 三ツ

ウチからお徳と徳と地の事

卷之二

○ 松平大内町と堀村とをいふ長坂等能地事地

○ 南越と津和

○ 堀村地は用執政方也

○ 大内町長を所をいふ事

○ 長坂のり

○ 江戸町町人たのり

○ 東平丸事同新地事地

○ 江戸町町人たのり ○ 長徳丸子モロと並宗の河

○ 六又者場田仁助系組の事 ○ 二名れ也福

○ 河のり ○ 中井徳三郎徳一書

○ 檀十郎西村たお徳と仁徳と事 ○ 三ツ

○ ウチからお徳と徳と地

○ 松平大内町と堀村とをいふ長坂等能地事地

○ 南越と津和 ○ 堀村地は用執政方也

○ 大内町長を所をいふ事 ○ 長坂のり

- 乙事 ○ 戸川景平前入河内守平景
- 城事 ○ 巨州波浮漢切刻
- 後法皇御事の事 ○ 伊能勘解由測量の
- して城事 ○ 長坂忠七前出役
- 智の事 ○ 諸家法皇と皇の事 在姦人
- 心江の事 ○ 河田甚右衛門 城事
- 事 ○ 今月迄城事
- 平只馬開基の事 其方の屋敷
- 雇船の事

卷之三

- ウルツブ真と居居せしラロミヤ人の事
- 城事 ○ 城事 ○ 城事 ○ 城事 ○ 城事
- 命せらるる事 ○ 松平忠明石川忠房羽左
- 正養城事 ○ 箱館松平
- 場事 ○ 場事

卷之四

- 戸川安論羽左正養城事
- 命事 ○ 松平忠房石川忠房之傳成方
- 物事 ○ 種周朝臣等當法皇御事

- 忠明忠房より中送て兼中法書等の事
- 入費箱法動定事
- 箱綴法取巻事
- 村上等福當法事

- 入費向法中法何書法動定事
- 箱綴法取巻事
- 正巻叙爵
- 支配向法

○ 箱綴法取巻事

○ 正巻叙爵

○ 支配向法

卷之五

- 支配向法
- 箱綴法取巻事
- 正巻叙爵
- 支配向法

- 支配向と助別 花引銭の巻のり ○ 其の
- 并支配向の事と引れ銭と物の事
- 箱館出取の事 ○ 箱館出取の事 ○ 箱館出取の事
- 仲島平は下知地を揚ぐ事 ○ 并安部名館く
- おとの事 ○ 地場出取の事 ○ 箱館出取の事
- 箱館出取の事 ○ 箱館出取の事 ○ 箱館出取の事
- 富山泉の事 ○ 交代屋浦遠之の事
- 心養箱館と助別 西官殿のり ○ 割れのり
- 下波出取人の事 ○ 百年物のり
- 日浦孝女の事 ○ 常盤目物のり

○ 中と世川のり

卷之六

- うしヨア島地場人平下只孝の酒具の事
- 洲津村に孝女の事
- 戸切地村長壽者の事 ○ 箱館田取の
- 鼎の泉の事

卷之七

- 南部領牛滝村船方の者大魯西亜
- 國へ漂流帰帆せし事
- 松前西郷英地土地の事

附支配向増入 英地没産の者同心
の者同し

○カラフト鴻一英國船渡其の事

卷之八

○上トロフ鴻一英國船渡其の事
の上

卷之九

○上トロフ鴻一英國船渡其の事

附新規松島奉行五人 命せし事
并 並佐吉のこ 出役名録しし事

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

休明光記

心さうさくさくせうせうとてさうさく
の城身はた人器とてさうさくさく
ゆき〜ゆきゆきゆきとてさうさく
月の光もさうさくさくさくさく
今頃午島に渡りてさうさくさくさく
さうさくさくさくさくさくさくさく
さうさくさくさくさくさくさくさく
さうさくさくさくさくさくさくさく
さうさくさくさくさくさくさくさく

もくろむるはくしんをいふは作のくろむるは
くろむるはくしんをいふは作のくろむるは
くろむるはくしんをいふは作のくろむるは
くろむるはくしんをいふは作のくろむるは
くろむるはくしんをいふは作のくろむるは
くろむるはくしんをいふは作のくろむるは
くろむるはくしんをいふは作のくろむるは
くろむるはくしんをいふは作のくろむるは
くろむるはくしんをいふは作のくろむるは
くろむるはくしんをいふは作のくろむるは

海に流るるはくしんをいふは作のくろむるは
くろむるはくしんをいふは作のくろむるは
くろむるはくしんをいふは作のくろむるは
くろむるはくしんをいふは作のくろむるは
くろむるはくしんをいふは作のくろむるは
くろむるはくしんをいふは作のくろむるは
くろむるはくしんをいふは作のくろむるは
くろむるはくしんをいふは作のくろむるは
くろむるはくしんをいふは作のくろむるは
くろむるはくしんをいふは作のくろむるは

けり成の事なり
ふ化回と事海生海生と心養ふ
〜 録次

凡例

一 けり成の事なりは法度置け始末具大綱と
後世に傳へし先づ由り也ゆし之由り
洞書なりを盡く記し時と甚て煩雜
して布てしなりとたふ其あり
そのことと記し之事多しを記
ふこと猶ほて爰に記し諸書との
なりと所記に漢字なりと
ゆりとの事なりと所記と閑し之事

一 法用毎扱何んたるにん後中とありて 悔の
代り念を記さる

一 沙月記の如ての遠きるをありて 一とあり
記さる

一 げ書のと據を以難うするを急ぐ者なり
おも簡易ありておもえりたりとありて
故に御も又書を飾らば後の君子自己の
又書を曲す位に記して出せりるを希
の

一 都て地書地一とる 碑銘は漢文とて用ひらる

楮大書及び系衡の曰を所記地の名は新に
本邦より處を造せし免のりありされ、和文を
ゆらり記しけりるなり故にとるありとる

以上

Handwritten notes in cursive script, including the characters '以上' (Above).

此島地の法慶を造りては百年
の存ありしを皆風とてし
俗を易く盡く 本邦の人の如くし
ゆくあり故に戸 此島人の體を
画すの法也にあり 也

Faint bleed-through text from the reverse side of the page, including characters like '此島' and '法慶'.

他の諸國を以て以てしる事
皆凡そ
本邦の人の
公認する事
重なる事にはあらず

休明光記卷之一

目錄

一 振興の事
二 振興の事
三 振興の事
四 振興の事
五 振興の事
六 振興の事
七 振興の事
八 振興の事
九 振興の事
十 振興の事
十一 振興の事
十二 振興の事
十三 振興の事
十四 振興の事
十五 振興の事
十六 振興の事
十七 振興の事
十八 振興の事
十九 振興の事
二十 振興の事
二十一 振興の事
二十二 振興の事
二十三 振興の事
二十四 振興の事
二十五 振興の事
二十六 振興の事
二十七 振興の事
二十八 振興の事
二十九 振興の事
三十 振興の事
三十一 振興の事
三十二 振興の事
三十三 振興の事
三十四 振興の事
三十五 振興の事
三十六 振興の事
三十七 振興の事
三十八 振興の事
三十九 振興の事
四十 振興の事
四十一 振興の事
四十二 振興の事
四十三 振興の事
四十四 振興の事
四十五 振興の事
四十六 振興の事
四十七 振興の事
四十八 振興の事
四十九 振興の事
五十 振興の事
五十一 振興の事
五十二 振興の事
五十三 振興の事
五十四 振興の事
五十五 振興の事
五十六 振興の事
五十七 振興の事
五十八 振興の事
五十九 振興の事
六十 振興の事
六十一 振興の事
六十二 振興の事
六十三 振興の事
六十四 振興の事
六十五 振興の事
六十六 振興の事
六十七 振興の事
六十八 振興の事
六十九 振興の事
七十 振興の事
七十一 振興の事
七十二 振興の事
七十三 振興の事
七十四 振興の事
七十五 振興の事
七十六 振興の事
七十七 振興の事
七十八 振興の事
七十九 振興の事
八十 振興の事
八十一 振興の事
八十二 振興の事
八十三 振興の事
八十四 振興の事
八十五 振興の事
八十六 振興の事
八十七 振興の事
八十八 振興の事
八十九 振興の事
九十 振興の事
九十一 振興の事
九十二 振興の事
九十三 振興の事
九十四 振興の事
九十五 振興の事
九十六 振興の事
九十七 振興の事
九十八 振興の事
九十九 振興の事
一百 振興の事

休明光記卷之一

目録

- 蝦夷地と論の事
- 蝦夷地警備の事
- 蝦夷地七年試みとして土地の事
- 五人の有司高議并松前大物介の事
- 蝦夷地経済の人奉伺の事 并村上之命書
- 志山金四郎長坂忠七前法用と書
- 所發吏を役割の事
- 松平忠明大河内政壽三橋成方并村上遠山

長坂及安史大田之且濱江長伯地
地小

○江州関所入太のり 江戸會所的事

○江州昭の事 若政徳丸子モロ直桑の譯

夫文者堀田仁助系継の事 無名の地病

訴の事 若中井徳之節一作一書の事 細見

檀十郎 西村常彦然と仕島事 三

ウナ箱綴と並上地の事

日記

林原の記卷之二

休明光記卷之一

○地極地極論の事

○地極の地、陸奥國の東北にて 江城と云々

二百数十里ある南部の佐井より海にあり津波の

之厥よりりる地極の出地凡四十度より五十

一度の係るにせしむるあり周廻凡六百里から

トト馬 十ニリ嶋 五十四フ嶋 ウルツフ嶋と云々

先と有る名を六小に當り 概と云々

世に地極の事ありは是より三厥より海に

松前よりあり佐井よりりる地極の事あり

け海路ありとも凡十里に押付地なるは

齊明天皇の御宇安陪臣賦して振興と征せしめ
多し後方羊蹄と政所と置たり也日本書紀小
んをさる也後方羊蹄今このこりへとも振興地
第一の高しにけひとも人も多し後方羊蹄も
とてとも政所とも置て治めらるれども
此の先より後人も住らに城あり誰とて
割清とてそのころより一嘉吉年中は中園
ありともそのころの浪りて今松前の中園といふ
ころより居たりと後實徳三年に武田信廣

東部の振興より浪りて十石民とて一石何
とも所より後方羊蹄今松前民の之祖とて
代りてに住りて振興と割清ともあるは振興地
より東はあり海に数百里とありとも
コロヤともありあり或いはれともエスコヒとも
いひて廣大の由ありけしむ代り嘉吉徳のまお
後一近園ともともけり既に韃靼の常院
ともともけりとも一國語を強大也けりとも振興地
の地ともカムサカよといふとも後也とも海といふの
地とも彼カムサカよともとも振興地のとも

舟よりも彼等へ言合す一 島の名を所取め
 中尾神のこの島を此より彼より處座し
 創始和之西年ヲロイヤ人イビスエの子と云ふ
 船頭地と云ふは此島より往て海舟ノカム
 といふ島に就年一 翌西年 早下口ヲ海ノ海舟ノ
 島中の子と云ふ是云ふと云ふ島小就年一
 翌西年 帰帆の時ラヨア島夫人を一對ノ
 不徳ノ及ひ云ふ云ふの事をも云ふと云ふ
 ノといふは云ふと云ふは海舟也云ふは云ふ
 子年云ふ云ふ海舟浦口ノナリと云ふ云ふ

ヲロイヤ人多人高き島ノ大船後舟一 同西年
 ありヲロイヤ人イビスエノ子ニカノト云ふ
 又ラノフ島一 後舟一 翌西年 同島長夫
 人と云ふ地と云ふと云ふは云ふ云ふ
 後舟の夫人云ふて早下口ヲ海舟
 一 右の島云ふ云ふノ子と云ふノ大船後舟一 創始和
 船一 けしと云ふ夫人云ふ島と云ふ島と云ふ
 舟の島と云ふ島と云ふノ子と云ふノ島と云ふ島と云ふ
 一 島と云ふ島と云ふ島と云ふ島と云ふ島と云ふ島と云ふ
 島の島と云ふ島と云ふ島と云ふ島と云ふ島の

者より同日本アタワトイとの島アキ 此のよ
下口ア夫人を和歌と云う 此に交易の
業より一回申年として四年滞る 其年
申出より定よりして大船より一回出帆せ
り 此より一回七戌年シロコヤ人ケレトフセメテリ
ヤウコハワラシとの人を印し 大船派員
京都より此キイタワグのうらノワカマアといふ所の
杉前家運上屋より彼國より通信通商の
事を始むるとして彼地沿岸の島をたより
探探ふ及びひろくしたるなりて此の事ハシロコヤの

内シホウケとの島へ出帆し 此年の秋末彼
らにツク島へ渡来彼年ハ 聖文元年アツケとの島
ワシロコヤといふ島へ 此年の秋末の島より
此島の島に陣屋を築き此の島より此の島
へと渡航し 船中糧食等とありし時
帆せしむ刻アツケと出帆し 此年ウルワフ嶋
彼年の翌年申年彼島の島の島船ウルワフ
口三十九との島へ 築置し 此年彼島と山と
打上げおろしり此の島に 此年山船に乘り
此島へ 天明四年申年彼島の島の島より

ふらふら大船中け方うして又ふらふら海へ
まゝに船をわけけりてまゝに回ぬ
己年ヲロコヤ人シヨニスケイシヨカカナ二人の者
ウルツブ海へまゝにうらう力千は船中まゝ
帆舳り二人を回八申年を四年上ト口つ船に紙
の一年山船に家泊せしりまゝに
寛政七卯年ヲロコヤ人ケレトフセワシヨコ子ニ千を
船中船中人船小糸池ウルツブ海に二十人へ
海へまゝに内件の人とわけまゝに男女を
二年二人上陸し家船を池に泊りの人船中

この船中をせ彼二十四人のそのは空船の内
トウボとらふあゝ家船をまゝにけ水産のまゝを
まゝにラツコとらふの漁業をまゝに地言地
マツケとらふあゝのまゝにトコエとらふのまゝを初
めとらふあゝのまゝにまゝに合せ交易を船の
五のまゝにまゝにまゝにまゝにまゝにまゝに
のまゝにまゝにまゝにまゝにまゝにまゝに
離るぬまゝに
相違ふまゝに

○地言地言衛のまゝに
○地言地言七ヶ年は試うてまゝに

○かしてシロコヤ國より前件のおく〜地頭は屬焉
と改むる蓋其食〜又彼お人の地頭比〜往來す
り既よ河内〜彼お多しちうれさう〜の寛政
の度法曹請役最上徳内は少人目付和由きま
高地頭比カラウト島〜又巡りの時もシロコヤ人あり
居向きも〜又高地頭比平下七の月
白鳥の洞〜のふ〜寛政八年辛酉九月辛酉
續き〜累々船渡り〜且前件のおく〜
ウラ平下七の月〜シロコヤ人あり〜返りし時
の〜そや〜さけむ〜彼も〜信する〜外室は

用下字なま〜の〜平下七の月〜建重
り〜既にか〜の〜シロコヤ人あり〜地頭比
登人の位〜頗り〜も高き〜松島氏
小島〜施〜船も〜只〜に
年月〜し〜け〜の〜公お〜
〜を〜け〜の〜國家の後聲と〜
〜の〜の〜の〜の〜
有目と〜して監定ある〜として寛政十年辛酉
法曹法使番人河内法曹改壽
山部定以味後三橋及右馬の成方と〜して彼地頭と

の事と 命せらる心動定まらむ所た逆取監
忠房は江都にきてけりのおあつるをれり
後色大内内膳のよし各其屬吏といひき切て
進發し後色胤と松前お居とてあそ事と
乳一六内内政事と東郡忠成とてあそ事と二橋
成方西郡忠成とてあそ事とて詳あそりの
所と監あそ 同年のあそ事とて府お居と
そと監あそとつるによそ事とて府お居の
東郡忠成忠成のあそ事とて別取現に
取奉しそりのあそ事とてあそ事とてあそ事とて
あそ事とて 同年十二月廿七日心書院忠成

松平信濃守忠明とて 堀秀忠を信のよしを
うけたるよしと 命せらるる事 執政太田
備中守資愛朝臣をせらる けの四月廿五日
四月廿五日 常のよしと西氏のあつるよしとにあつるよしと
あつるよしとにあつるよしとにあつるよしとにあつるよしと
信成親臣をせらる。大内内政事と信成方と
あそ事とて 命せらるる事 執政安藤對馬守
あそ事とて 命せらるる事 執政安藤對馬守
あそ事とて 命せらるる事 執政安藤對馬守
あそ事とて 命せらるる事 執政安藤對馬守

此の文の通り... 執政... 戸田宗正氏教相... 種周相... 近及... 初... 大... 色書...

松平信濃

石門左近

羽左衛門

大河内

橋本

今度是必境江取掃... 此地... 右... 左... 中... 中... 中...

凡居之者必欲其交易之執法者好也
但此一伴完而之流銀多也令服從以
山後子一二三右法用之海軍津浦
之山也 作山海軍之出國境之
以得之其心好之流之得骨之書
今夜之流銀之不遠流進退之計
精勤至法也之正使不及向之
一三山法用向也之海軍之
山山山山山山山山

同日對之守備成朝臣之 左之書付松前
山山山山山山山山

松前若捷也

今度之失至境法之編也 作山山山山山山
山山山山山山山山 山山山山山山
山山山山山山山山 山山山山山山
山山山山山山山山 山山山山山山
山山山山山山山山 山山山山山山
山山山山山山山山 山山山山山山
山山山山山山山山 山山山山山山

庄尾町の山後番大河内右衛門左衛門
 吟味役三指殿在座 右主人と申すは
 此 作有右と地と地主人 敬言は候と
 始交揚と縁法とる為端の行を退て仁
 とる候 仰お是之文は是と申すは
 此後 仰お是之文は是と申すは
 此後 仰お是之文は是と申すは

右に如く此書一りして別本地頭此の
 うつりたる所の字と申すは余急とて七
 のる法也此の法試とて法處を
 極りぬけ揚前と松前此の
 之けと

此書之起は松島在座 此書之起は松島在座
 之平以味方以候并法其内 同此法其内
 大津屋前 之起此之起及法其内 同此法其内
 伊豆屋前 同此法其内 同此法其内
 同此法其内 同此法其内 同此法其内
 此後同此法其内 同此法其内

同岩瀬杉蔵 同是中徳寺 同湯河之寺
西丸山尾目村城友氏事 同此止市市古事 此從押
此從同村方官同改商橋 若夫之妻曰以比為
耳尾 同中橋之寺 同正回月平 西丸山尾之妻
曰以合指之寺 同是回大古寺 此少所分曰以
和同多更 此書法及之指寺同古在事 同是浦
寺尾 同宮中源以寺 同山同裡之橋 此味方度
野山殿之寺 此書法及之指寺 同中村山寺
同戶田文更 同海之大寺 同河野桂以寺 同倉橋
右回寺 同安右之寺 曰寺之久能 同是法寺之寺

此書法及之指寺長源新在寺 曰村之寺古事 曰
法源寺 同水殿成龍入寺 此寺同村深山
字平之 此寺同村大橋之寺 同寺柳真市曰
少林印十寺 同山林彩五寺 西丸山尾之寺井上
辰之寺 同東山政寺 同是川橋助 同是川橋
同是村之寺 此寺同村寺 此寺同村寺 同
相門寺此 同根津法寺 同押田之寺 同是
已之寺 同堀田之寺 同田之寺 同是田之寺
同在源寺 同是田之寺 西丸山尾之寺 曰以比
此之寺 此寺同村之寺 此寺同村之寺

名移羅のうへ一窺ひと應してふまこと命ひを及の
 若くは世の帯の事ふ 何とされいへん 身命を抛ら
 移るふ力と盡みぬと云ふ

 名移しと云ふ
 移るふ力と盡みぬと云ふ
 若くは世の帯の事ふ
 何とされいへん
 身命を抛ら

○ 高麗の有り目高麗 松前大炊守

此の羅に人の有り目會令々々 高麗と云ふ

 高麗と云ふ
 此の羅に人の有り目會令々々

 えは地味の人には敵と立膝備ふ
 人倫の道もあらぬ男の怒と云ふ 賢と云ふ
 身命をアッとして死に奉るはあま 誠なる物を

騰つげに伊くしてた羅に名者 女虎のこゝ

礼はなすも漂のいひつゝと云ふ 是り史と云ふ

 是り史と云ふ
 礼はなすも漂のいひつゝと云ふ

 一の口の口つと云ふと西平ふと云ふ 驟

 驟
 一の口の口つと云ふと西平ふと云ふ

 少遊もアッとしてた羅に名者 男のこゝ徳と云ふ

 男のこゝ徳と云ふ
 少遊もアッとしてた羅に名者

 昔も 小兒と云ふ 裸形なり 多めに大の皮

 多めに大の皮
 昔も 小兒と云ふ 裸形なり

 若くは世の帯の事ふ 命はあ観と云ふ 単

 単
 若くは世の帯の事ふ 命はあ観と云ふ

 為成と鳥 麩と捕らふひ成と云ふ 鳩

 鳩
 為成と鳥 麩と捕らふひ成と云ふ

 何と云ふと云ふと云ふと云ふ 多めに大の皮

 多めに大の皮
 何と云ふと云ふと云ふと云ふ

 月ひと居と四方ふ丸をたててキ十と云

 キ十と云
 月ひと居と四方ふ丸をたてて

 系成と 然も母と云ふと云ふ 何と云ふと云ふ

園のゆはらう料送とて長又と完居林
しそるひそものゆはらう又書通せり威次四時
そりひそ年数ともいふまゝえひ病むゆを
ても醫療う只イテてふふ草の根を採て
食ふのゆはらうこれと癒癒麻痺を介夜痛
のゆ流りまらりあれと人の死すらりゆ
根をあらひ父り人親族死すらりゆあれたた
界して其敵をさ地とらりゆこまると死む
死者のゆしゆと癒癒年忌あ地祀ふ當じ
るまぢくまゆゆあつたに思ひあゆらり

ゆはらう料送とて長又と完居林
しそるひそものゆはらう又書通せり威次四時
そりひそ年数ともいふまゝえひ病むゆを
ても醫療う只イテてふふ草の根を採て
食ふのゆはらうこれと癒癒麻痺を介夜痛
のゆ流りまらりあれと人の死すらりゆ
根をあらひ父り人親族死すらりゆあれたた
界して其敵をさ地とらりゆこまると死む
死者のゆしゆと癒癒年忌あ地祀ふ當じ
るまぢくまゆゆあつたに思ひあゆらり

或る處を換へしるありし一々んとあは
わらぬる此義を以ておふるに地身人をもは
次第に兼ぬ一 此節の奇致を以てしむ
るよりしてよとて一 是より彼ヲ口と人
と年邦内と度り一 合我攻撃の業を
しるは唯仁と假しと意を以てし人とする
るより彼國の奇法を以てし一の如くを
悉く屬せしめんとす地身人をもこの
小く盡し一 此節の奇致を以てし一とて
まゝと地身人の為くより假しとてしむ

股に其意を以てしむ一 此節の
記の如く一 口と人なり一 東地身人の目も
地身人をも以てしむ一 是より彼ヲ口と人
と年邦内と度り一 合我攻撃の業を
しるは唯仁と假しと意を以てし人とする
るより彼國の奇法を以てし一の如くを
悉く屬せしめんとす地身人をもこの
小く盡し一 此節の奇致を以てし一とて
まゝと地身人の為くより假しとてしむ

御ありしにや、わたりし口を國は攻戦と好む
人となりしを乃て業とすしとけ御し
誓やうとて外冠を食のたに取ゆるを
うして外衆人をあて守備はるるの法也
物としもその平の貴人なるを是とあまは
せらるる貴人なるをいふは、うらみ
まへた思ひにあらむとて己の業と
願ひしりとも高き御と御とのさき也
只年のはに割し、交易の業とてえり
ふれと扱ふるも今このめく、西の余

と御承ぬに、まへに友吏と措て、ふれと懸換
せしめ業のさき、中島の産物のあつともや
し、と御し、あまは、いふの御とあま
あまのさき、又、御同祥、同のさき、あまは、
些少の石、あまは、御とあまは、
ふれと御し、と御し、いふは、交易の地、あまは、
五里、あまは、十里、あまは、一屋、官舎と設け、業は
交易のさき、いふは、旅人、あまは、
又、貴人を漁業とす、いふは、果定、いふは、
網を御漁具とす、いふは、飯、あまは、御とあまは

のきりりしきありしに
ぬくふ完けて今がくのふり
多賢城乃
碑ふいりて去概夫國界二百二十里少く刻あり
けはと六十里せれと今の道法より二十里
ゆりけし時惠美朝掲等東州の概夫と地
伐二十里のりとの三城那は治府を役
け碑を建らしきしは是古の概夫を界する
に存定唐中に坂上田村麿も郡の大洞は
輕の所を渡りて後從せし海よりあを
日本の地と少しと多城と定らしきし

是今の概夫を界するなり又は御南郡七ヶ壺
村の碑と建日本中央に記されしは是の日本
赤心の東よりをいりて中央に地を
思ふて後年概夫地をいりて完けぬ時
西にひき日本の中央より下今から
は界をいりてむりて概百年来に計られ
は郷の阜見也と地をいりてはあり
早るをいりてはありてむりて
け廣大のち地たのりりしむら實は日本の
地又いりてふ一を海をいりてはありて

湖ふ色流をさひふいとも見取らる
うねを舟りのなをこらうと海ら見を
流し日と送る。かしてい事あう人時急を
舟りに始つり又たに佳其の始ひられは
おろくくたしとわらひして色流を流け付
其の始ひやうくしめ又教里のる流者
らまは流のその聖者の昔ふあし流に
しふの安んを建て流者せん海門
そあれわらうとこしあうる流の急流と
てもとわらんとなの流入用を流らうと

船一も九一十年合ありあむ。あうし
事とらうらんと流流に一変しとら

○ 杉原若狭と定陽居大炊舟寛政十年奉

命にわつて出度し雲中ふわて流政方あとな
後しあうりのをね来奉二月九日海軍と信明
船長より奉しあふと名代のはりあ
命せらうふつと大炊舟地理素舟を自身
んをいし流しあふふより流舟のあうら
よつとんと流してそののあうし流事
下流しあうとの山事也

けしん流舟の源也
わらうのうらえし大炊舟

別立府として明使府を定めてふりて来た
かれこそ誤りの事とすべし

○ 振興地経済の大本の事 蘇村定市を
定む令四府七改志七府法司を定む

附友吏を収割の事

○ 振興地の経済を大中の官制院に高級整ひ
けしきといふやけ紙と振興ふし

○ 振興地の個人やとて 前件の記事を
空つてふたもつて定む 潤いけ何書と

は之を女正民教組位又いふ事 種周組位に
物も奉らるるの概をいふ事 法に富みの事

○ 振興地の再興 再興の事 法に富みの事
忘りぬる也 終つて右記事の旨とす

○ 振興地の経済の大本 既記前件のおと
思ひまはすけしきもいふ事 法に富みの事

○ 振興地の再興 再興の事 法に富みの事
此の事もいふ事 法に富みの事

○ 振興地の再興 再興の事 法に富みの事
是も人々の前件のおとす事とす

○ 振興地の再興 再興の事 法に富みの事
是も人々の前件のおとす事とす

兼之誠源高家之德内中村小市市長徳新其
有柳自市山林字十市場不徳以系交易平
少及太田十市大島學以市細之權中市与田
忠右海申村小市市戸田又重村上以市其
有柳自市大橋高市井上後之助安友已之助
菅法方有市部大細仁為法用系依藤
親之勝正田周年和同多其更 成造之助河重
權以市根津法以事 因同佐市田口之助市津徳
有在村入也沙用五段之入誠源高家其
徳之市是田大市前金獨為田市屋代龍八市

之門揚物柳田之市其字之一市之 二市
之市之善法方市場而市之兼松田伊良之市尾
在市前山岩津松高野之山物之市一浦之市依
平八羽洲浦田仁入為法用之助高其高獨之年
宮田次高橋之市市津法市村法之市市場不
法以市交易市之止仙香石香仁入也法用
兼弟地也月少信之市安友之助市 菴系
久作交易市市市比市市市比市市市比市市市
今之務市市市古津市市市相門市市八田市市市
市下只嶋市市市市市市市市山田市市市松市

忠明は所子に在る松元内田平右衛門大河内
政壽清次場我々共是 堀田當以所 松成方
は所子に在る松元内田平右衛門大河内
子モ口上東家のよ兼中河内當山元平右衛門
治政は事 松田に在る高橋政光 江戸に在るに
は松山五右衛門 松元内田平右衛門 大河内
村田三右衛門 湯浅三右衛門 大林久重の事 古く是等
等也 是より年々の場を尋るるとは年々の事ありありと
之等の記しはるるに記はれしとむるは難うと云ふ
記してはるるに記はるる

○松平忠明大河内政壽之孫成方系村上五左衛門

長坂及官吏大町之里松元内田平右衛門
の事 記はるる

○かゝてはるるに松平忠明の事 後刻既
極り終るは實政中一忠年二月月中旬より其の
後と云ふ松元内田平右衛門 松平忠明大河内政壽之孫
成方村上五左衛門と云ふ 京番長坂高京の二月中旬
より中旬と云ふ松元内田平右衛門の事 松成方
は所子に在る松元内田平右衛門

湯順
金拾枚

時服四羽織

沖舟

人足八人馬五疋

松平信濃守

沙澄文

法用長持二俵

法合刀兼七百石十二月刻

以杖持方印浪懸一信

寄代一月浪七枚

外

用意金五百兩

但二度目より出帆御座為...

以服

全拾枚

時服二羽織

大河内...

沖舟

人足八人馬五疋

以袍文

法用長持一俵...

法合刀兼七百石十二月刻

此按持方与浪連一係
富代三月浪五折

示

用意令部百兩

但二月月より此能取取物より生代り
こゝに令旨より用意令部知度

浪順

令部投

時後二折

二折友右邊

浪順

人は八人馬定

浪順

浪順長持一俵

浪順力采四百石二月刻

浪順持方与浪連一係

浪書料令部投

富代三月浪五折

示

用意令部

他二反目よりハ以飛地取物等ハ以飛代
うして令百高より用之令少知度

以飛

令之取

時取之取

仲来平

令之取

以飛又ハ以飛

以飛又ハ以飛

以合刀并口百之拾儀四物其月別

以取物方之取之取一儀

高代一之月取之取

為書料令取拾取

介
一白令取拾取

但書書紙端端取拾取

右之取動之取取之取合ハ以年以動之取取
取之取ハ以取村田取之取取之取取之取取

字山令回所

法服好領物是沙也

長坂志七前

以飛沙飲西若沙也

以飛

合武技

涉劫定

以被二

中本下

人足或人

此係方改改の
比色りん年ハ
云々

以沈又

以用長持一持

以合刀第沙百儀四為成上三月刻

以技持方与浪連一信

以官料合槍

以名月代注回技

以中回令一且是方即事

高代三月詔或後

高代三月詔或後

但二月日六也唯海部為之代也

令或檢出下高代代也心平事成

坑指代令七也下

心順

令或檢出

心禮

入是或馬之年

心高方設後
之能 幼定

心禮

心用長物一牌

心檢物方分詔或後一檢

難用令三二月也

由書科令檢出

心高田一日詔或檢出

心高田一日詔或檢出

高代下月詔或檢出

心高田一日詔或檢出

但二月日六也唯海部為之代也
令檢出下高代代也心平事成

山能

今拾取

山能又

人足即人馬即之

山能自付

山能又

法用長持即一与一揮

山能持方七人持持一倍

雜用今一月四日即方?

山能苗一日根拾方即?

根拾方即今三月即方

宿代一月根一及?

山能三根梳物品即源?

但二月同日山能持取物品一及一

今三月五日山能持取物品一及一

山能持取物品一及一

山能持取物品一及一

山能持取物品一及一

山能

山能持取物品一及一

山能持取物品一及一

山能持取物品一及一

中馬一年

雜用金一月五兩

以技持方之人技持一信

中馬一日法檢中

宿代金三兩

中馬一日法檢中

但二及目六支度金即如也

中馬一日法檢中

中馬

支度金三兩

中馬法檢

中馬

中馬一年

雜用金一月三兩五匁

以技持方之人技持一信

宿代金一月五兩

中馬一日法檢中

中馬一日法檢中

中馬

中馬

但二及目六支度金即如也

中馬一日法檢中

向く出級也善法政部方より
此中物此也

出級

令之雨

出級又

中馬正

出級人自付

法使持方沙人技持一信

雜用令一二月沙也

経各具代令沙方

富代三月令沙方

以之由一日法檢如

並是紙院瑞湯品物後

但二方目六月沙物也

令之由沙方

向く出級也沙人自付沙方

出級

○石川忠房羽正正養、江房也之と沙月を

彼地のと士なり。其の由法と極致に基

は首を好むと士(其の由)の由也

○ 奥法醫師に長伯採薬の事

○ 余等らして彼地よりと士に引つきておと
一 志願者法用比の事と進歩してとる年の
久しき事あり

○ 法用所人の事 ○ 江戸金宗の事

○ 法用所の事 政徳丸子もく 法宗の事

天文者堀田仁助の事 ○ 法宗の

法相海の事 中井徳三前代一云の事

○ 細く程十郎 西村をたると想とに留る

○ じりり千から名取と進上比の事

○ 今方の山用九坂の町人の事 角多の事

○ 柳原屋久以郎 田中屋信助 角多の事 寛文元年 柳原屋久以郎の事

○ 柳原屋久以郎の事 寛文元年 柳原屋久以郎の事

○ 柳原屋久以郎の事 寛文元年 柳原屋久以郎の事

○ 柳原屋久以郎の事 寛文元年 柳原屋久以郎の事

○ 柳原屋久以郎の事 寛文元年 柳原屋久以郎の事

○ 柳原屋久以郎の事 寛文元年 柳原屋久以郎の事

○ 柳原屋久以郎の事 寛文元年 柳原屋久以郎の事

○ 柳原屋久以郎の事 寛文元年 柳原屋久以郎の事

○ 柳原屋久以郎の事 寛文元年 柳原屋久以郎の事

○ 柳原屋久以郎の事 寛文元年 柳原屋久以郎の事

○ 柳原屋久以郎の事 寛文元年 柳原屋久以郎の事

○ 柳原屋久以郎の事 寛文元年 柳原屋久以郎の事

○ 柳原屋久以郎の事 寛文元年 柳原屋久以郎の事

沙月夜坂へて 被下利吉也

寛政十二年申年

大坂

元八多田金清左馬伊丹屋四角多富山岡吉富

廣包之御多富山岡吉富

元八多田の四角多富吉富
申年申年之御多富山岡吉富

申年申年 申年申年 申年申年 申年申年 申年申年

申年申年 申年申年 申年申年 申年申年 申年申年

申年申年 申年申年 申年申年 申年申年 申年申年

申年申年 申年申年 申年申年 申年申年 申年申年

申年申年 申年申年 申年申年 申年申年 申年申年

申年申年 申年申年 申年申年 申年申年 申年申年

申年申年 申年申年 申年申年 申年申年 申年申年

申年申年 申年申年 申年申年 申年申年 申年申年

申年申年 申年申年 申年申年 申年申年 申年申年

申年申年 申年申年 申年申年 申年申年 申年申年

申年申年 申年申年 申年申年 申年申年 申年申年

申年申年 申年申年 申年申年 申年申年 申年申年

申年申年 申年申年 申年申年 申年申年 申年申年

申年申年 申年申年 申年申年 申年申年 申年申年

申年申年 申年申年 申年申年 申年申年 申年申年

申年申年 申年申年 申年申年 申年申年 申年申年

申年申年 申年申年 申年申年 申年申年 申年申年

申年申年 申年申年 申年申年 申年申年 申年申年

申年申年 申年申年 申年申年 申年申年 申年申年

申年申年 申年申年 申年申年 申年申年 申年申年

申年申年 申年申年 申年申年 申年申年 申年申年

林有為の文化之實年二月新工の門を以て
云 作方以技方之人技方不は技方方形出地
山中人と内分取
同年十月終ふより門を苗字山見のりて志右馬
は少村と改め合ふは田中林有為の何年と号の
は河より三人も此方の支配する所

○又故地より運送の産物は方より父方小丸橋に
ある初めは山形屋町より高の取の家を以て信り
此方の用を無し其後靈巖橋のやうりよん
所より山形屋町より合のりて河に正居を寛政
十一年正月五百坪の地を以て清光は正居を
山形屋町より

この清光は元一十一年
地代合ふ十女知る 今此を建付けしは山形屋町
友吏の清光ありやうり四月五段ありて是年
けりて後山形屋町より山形屋町に橋小橋を以
て地代合ふ石山形屋町清光此より合ふ九百
坪余を以て山形屋町と山形屋町と山形屋町と
清光此方より山形屋町と山形屋町との番山形屋町
坪餘ありて五年正月小橋より山形屋町のり
ありて文化元年八月山形屋町清光を
後祝改方より山形屋町と山形屋町と山形屋町と
水門と建合方より山形屋町の建是りて山形屋町

多し

○又四月船板艘と造所謂

政徳丸

千石積之は船は元年船身代所用之長以賞
し之に以船子の船りより寛政十未年 當
所用之方は法丸

凌風丸

千石積之同年船身代文化元子年
修理し之四百石積し之

神風丸

千四百石積之同年相州浦賀より造り聖
申年南部より破船修理して如神丸と改め

忠教丸

孝興丸 義温丸

禮常丸

は四艘八百石以下之未年
申年大細めて造之

隼丸

二百五十石積之同年同示之造り享和
三亥年船身代しりき二十イめて破船と

第一丸

千石積之寛政十二申年相州浦賀より造り享和
元酉年破後青色とて破船同年羽州酒田より
修理し安全丸と改め同年同示して燻失と

飛龍丸

千四百石積之同年船身代
しやて之を造所

翔鳳丸

千五百石積之同年同示して造り
享和三亥年船身代ヤムクニ十イテ破船

濟通丸 六百五十石積之同年船隻此
ニヤ二ニ三小たのり造る

鳴鶴丸 六百石積之同年同所より
造る其年同所より破船

萬春丸 四百五十石積之
同年同所より造る

萬全丸 千五百石積之享和元年船隻此ニヤ二ニ三造る
文化二年雨船被破船翌年雨船大船より修理

景福丸 千四百石積之同年同所より造る同日
其年上総守谷沖より破船

千春丸 六百五十石積之同年
同所より造る

吉祥丸 七百石積之同年
同所より造る

天祐丸 六百五十石積之同年同所より造る
享和二年雨船被破船

瑞穂丸 二百五十石積之同年同所より造る
造る翌年雨船被破船より同所より

榮通丸 同所より同年同所より造る同日
其年津浦家より造るより同日

寧濟元 七百石積之同年同前より造る
文化二年徳州沖合より破船

安馬元 同右同年同前より造る喜和之
亥年船身元クナリより破船

福祉元 同右同年同前より造る喜和之
亥年志州沖合より破船

天福元 七百五十石積之同年船身元之ヤリより造る文化二
丑年船身元之破船之實年同前大船より破船

唱徳元 八百石積之同年
崇光より船身元

歡喜元 千石積之文化元年
箱館野田造りて造る

厚徳元 千石積之文化元年
船身元

安泰元 六百五十石積之
同上

○寛政十一申年より船身元一差ひけしより船は
改修九より出船の上高付箱山元十部守澤
此より船は出船の上高付箱山元十部守澤
官吏下高付箱山元十部守澤

由系とせしむる地意と今般の儀一 定めて夫
地の巷流河とて夫一人たらやう能惑と徳
くろまを由とせしむる地意と流河と流河
るまをたにやう奥地地一官吏をさうむけに在
育の厚と地意を亦一夫心を安かり志あり
ふあし又けは流河の流河とて夫一人たらやう
さうまのさうむる地意と今般の儀一 定めて夫
と辨しむる地意と今般の儀一 定めて夫
撰ひし小島井一流河とて夫一人たらやう
唐さふ長し今般の儀一 定めて夫

揚子江のさうむる地意と今般の儀一 定めて夫
家及び大文方流河とて夫一人たらやう
さうまのさうむる地意と今般の儀一 定めて夫
地と流河とて夫一人たらやう
家におおしに賜ふ門人小島流河とて夫一人たらやう
揚子江のさうむる地意と今般の儀一 定めて夫
家地流河とて夫一人たらやう
河のさうむる地意と今般の儀一 定めて夫
地意と今般の儀一 定めて夫
揚子江のさうむる地意と今般の儀一 定めて夫
揚子江のさうむる地意と今般の儀一 定めて夫

後見解も一考の心算の未だ七月十日
宗女正氏教経をいふ事一考の別巻正巻を
関しゆふ今度の心得一考の心算の未だ七月十日
るや一考の心得を考へて記せり今事粗理の由
このわりといふも一考の心得を考へて記せり今事粗理の由
えつるやの端され、悉く申すにあらう今事粗理の由
人おぼしきと系とていふを得夫を端一考の心得を考へて記せり今事粗理の由
と考へていふ回女が自教経をいふ事一考の心得を考へて記せり今事粗理の由
那女正氏の心算一考の心得を考へて記せり今事粗理の由
と考へていふ回女が自教経をいふ事一考の心得を考へて記せり今事粗理の由

後見解も一考の心算の未だ七月十日
宗女正氏教経をいふ事一考の別巻正巻を
関しゆふ今度の心得一考の心算の未だ七月十日
るや一考の心得を考へて記せり今事粗理の由
このわりといふも一考の心得を考へて記せり今事粗理の由
えつるやの端され、悉く申すにあらう今事粗理の由
人おぼしきと系とていふを得夫を端一考の心得を考へて記せり今事粗理の由
と考へていふ回女が自教経をいふ事一考の心得を考へて記せり今事粗理の由
那女正氏の心算一考の心得を考へて記せり今事粗理の由
と考へていふ回女が自教経をいふ事一考の心得を考へて記せり今事粗理の由

て一部の書と地のことなり。彼書は感心を
解し別邊策私辨と題して家蔵なり
山元目録細野十部 山元目録西村常務撰
地元目録 然と仁ありての事と稱
成方より身と地を寛以十一未年六月廿七日
彼地ら方々といふ處 尚餘ありけるを具
して書き置いたるは 彼地と稱して
色と地と 其の地に入食地と稱して
とありけるは 夫人を説く地と稱して
朝のくに地海と云ける地は彼地と稱する
村と云ふは 山元目録西村常務撰 山元目録
西村常務撰 山元目録西村常務撰 山元目録
各津地家元目録の是地二人と説地と云を
即夫人と云ふは 山元目録西村常務撰
彼地と稱して 山元目録西村常務撰
終末と云ふは 山元目録西村常務撰
山元目録西村常務撰 山元目録西村常務撰
山元目録西村常務撰 山元目録西村常務撰
山元目録西村常務撰 山元目録西村常務撰
山元目録西村常務撰 山元目録西村常務撰
山元目録西村常務撰 山元目録西村常務撰
山元目録西村常務撰 山元目録西村常務撰

山の中へ入る所ありの山奥に入ると其の山は其の
一里も往くと山奥に入ると山奥に入ると山奥に入ると
いふ事あり二十町程も入ると山奥に入ると山奥に入ると
故郷と云ふは鉄炮を撃つ所あり山奥に入ると山奥に入ると
中らひと云ふはたる夫れなり山奥に入ると山奥に入ると
射をせり山奥に入ると山奥に入ると山奥に入ると山奥に入ると
え夫れひ羽と云ふは山奥に入ると山奥に入ると山奥に入ると
うらぬ山奥の由あり故郷の山奥に入ると山奥に入ると
く〜〜〜の夫れなり山奥に入ると山奥に入ると山奥に入ると
此云は山奥に入ると山奥に入ると山奥に入ると山奥に入ると

是の山奥に入ると山奥に入ると山奥に入ると山奥に入ると
此の山奥に入ると山奥に入ると山奥に入ると山奥に入ると
は山奥に入ると山奥に入ると山奥に入ると山奥に入ると
花をとり山奥に入ると山奥に入ると山奥に入ると山奥に入ると
山奥に入ると山奥に入ると山奥に入ると山奥に入ると
山奥に入ると山奥に入ると山奥に入ると山奥に入ると
山奥に入ると山奥に入ると山奥に入ると山奥に入ると
山奥に入ると山奥に入ると山奥に入ると山奥に入ると
山奥に入ると山奥に入ると山奥に入ると山奥に入ると
山奥に入ると山奥に入ると山奥に入ると山奥に入ると
山奥に入ると山奥に入ると山奥に入ると山奥に入ると
山奥に入ると山奥に入ると山奥に入ると山奥に入ると

余が... 及び膳と... 成方より巨細に
... 七月廿七日... 山養...
宗女正氏教相... 下け... 名...
... 七月廿七日... たの書...
下...

此後... 細... 樺... 友... 五... 一...
... 樺... 友... 五... 一...
... 樺... 友... 五... 一...

... 樺... 友... 五... 一...
... 樺... 友... 五... 一...

○ 正養... 樺... 友... 五... 一...
... 樺... 友... 五... 一...
... 樺... 友... 五... 一...
... 樺... 友... 五... 一...
... 樺... 友... 五... 一...
... 樺... 友... 五... 一...
... 樺... 友... 五... 一...
... 樺... 友... 五... 一...
... 樺... 友... 五... 一...
... 樺... 友... 五... 一...

其間ふらふり種々の領地を有するに於ては
とりて十門と地を領地を有するに於ては
長子地を有するに於ては
永年六月申宗右衛門氏教領地より内領とす
す一四七月十二日領地より左の如き書付
荒若狭より一平一町一丁は内領家の領地
けり種々の領地を有するに於ては
内領地より一平一町一丁は内領家の領地
す一四七月十二日領地より左の如き書付

松若狭領地

内領地より種々の領地を有するに於ては

内領地より種々の領地を有するに於ては
永年六月申宗右衛門氏教領地より内領とす
す一四七月十二日領地より左の如き書付
荒若狭より一平一町一丁は内領家の領地
けり種々の領地を有するに於ては
内領地より一平一町一丁は内領家の領地
す一四七月十二日領地より左の如き書付
八月
右の如き書付より領地を有するに於ては

取書し... 武州埼玉郡
久... 揚子...
外... 地...
以... 上...
は... 年...
は...
は...
は...

休明光記卷之一 終

休明光記卷之二

目録

- 松平八河月之権村上さま山長坂等松平氏
 亦く... 割れの事
 勤番の事
 ... 八河月之権村上さま山長坂
 ... の事
- 江戸... の事
- 東... の事
 ... 江戸...
 ...

松永館とのあしおしはるの洞進のり
在任の事

○申年春之橋成方同年の村上常福名彼れから
河内為平市大河内長平市柳島地小判の事
区別改修廣切刻後山宮法の事伊藤勤の由
測量とて柳島地小判の事
長坂七市法及
智の事
「法家山宮上条の事」
又共人古地住
の事
「河内長平市柳島地小判の事」
正月に何
柳島地小判の事

○平下口河内常福の事
又高田山宮法定産松永館の事

休明光記卷之二

○松平大河内之橋村上遠山長坂等柳島
地小判の事
在任の事
○柳島地小判の事

勤の事
○柳島地小判の事
又山宮法及

留の事

○がし松平右明人河内法壽之橋成方とは
村上常福山宮法及山宮法と云松永に云法及
はまより山宮法及山宮法と云柳島地小判の事
河内又山宮法及山宮法と云山宮法と云

或ハ法に當テ物のは用とていふは松前小判
らうりもきりり其よりとせ及び村とをいふ長坂
少とゆの一回の法にありとて居とあり
て其のよりと高法一各州其地におりて
一割れと建る形取の時とある割取もいふれ
とも飯も法料の券とては富田といふ人
法割りてありとされと其時のは密なる法調
はりてれとたふち村大學の業衡と改
漢の二章に據りて一條の法とてあり何と應て
いふこととありとて調ふ

提

一 邪宗のよきいふものゆゑにふとむ
そのを衆もいふ
一人とていふは
一人に法はけ又違はるものいふ
一 衆一 智あり
其人は道辭といふとて一 諭

まゝ郡夫人のやうに〜あてまつらる
とて〜のらりゑを〜時ら〜かり〜ら
魚目歎自にらゆ〜ゆ〜のもの〜と
〜前ふ〜兄弟親戚が集り 働果〜し止ひ
あ〜〜〜に存よに持と〜て輕合面と
〜と〜家〜の〜か〜つ〜の〜
追答の語〜の語〜の語〜
〜又〜子孫と捕女
の歌〜の歌〜
源長〜の歌〜

教〜あ〜人〜歌とあ〜
あ〜悲歌〜の歌〜
あ〜彼男女あ〜海熊の固と
寒〜酒との〜ひ〜
患の〜ひ〜は〜
あ〜秋の風〜
あ〜の首自彼地〜
三章の法制〜に〜
甲の黠の事〜
今〜の〜

今迄と違ふ所の凡十ヶ所を訂正せりや

こらスカ ウスリ コフムイ センホウシ ノコキリハツ

ア子子ハツ ノツケ アツケシ じヤニヨリ等々 此の存年を
送る所のて

若干に 又西医師を教へて居りて居るらん 其れ

一の場所へ 小重と和人共人の病を治す

雇医師もあつた 又之を治す 此の事更にもあはれに
一日治せぬもの

於て馬六才半四匹を買ふともあり 場所へ

畜ひ置て 日増を治せし 此の馬は四つ
此の馬は三つあり

此の馬は三つあり 此の馬は三つあり 此の馬は三つあり

あり 此の馬は三つあり 此の馬は三つあり 此の馬は三つあり

此の馬は三つあり 此の馬は三つあり 此の馬は三つあり

此の馬は三つあり 此の馬は三つあり 此の馬は三つあり

此の馬は三つあり 此の馬は三つあり 此の馬は三つあり

此の馬は三つあり 此の馬は三つあり 此の馬は三つあり

此の馬は三つあり 此の馬は三つあり 此の馬は三つあり

此の馬は三つあり 此の馬は三つあり 此の馬は三つあり

此の馬は三つあり 此の馬は三つあり 此の馬は三つあり

此の馬は三つあり 此の馬は三つあり 此の馬は三つあり

此の馬は三つあり 此の馬は三つあり 此の馬は三つあり

此の馬は三つあり 此の馬は三つあり 此の馬は三つあり

浪の打寄る際とてそとに船を流し何れやと
人跡と絶ゆる程の程あり 地ねとそと
ひくひくの莫大の入費をれと私欲の力に
及るに 國家の力とは初めと完す此其
比す一のき流くとあり に存ぬ船ありと
河也しく今、車馬の
通川自在 とあり 村と常流長坂高景はしやとにあり
細年して事とあり 長坂の聖申年二月村は向
九月府ふかつ
幸山景晋はふロイツと巡りひウルツブ流あり
ととや人居とありありとありとありと
をよむ山田經彦とエトロフ流し流ありと事と

金さしを金せしりしとそ年は旬季流れん
河の能くとも及しやとよ細年し 来年
河の能くとも及しやとよ細年し 来年
とにらるひわち中九月旬とにあり
ゆり泉女正氏教相伝ふ能くすの神と詳し
中杉殿の書と傳く友吏の月今年流れん
法用源の書と傳く友吏の月今年流れん
撰てらる姓名と事と法用源の書と傳く
賜河の事と事と事と申年四月法用源

法檢五枚り之記御之此後日々、同檢枚り
此等法檢此等法檢少人目々、同檢枚り此等法檢揚此等法檢

○南部津野のち家より、伯人殺之事出之前
中とあるは、百人や、あるありといふ、此等法
一隊あり重役者三人、是等五百人、二百人、
ふ人の移居せしむ、便するに、此等法檢を補
役、或るを設け、此等法檢せしむ、此等と五百司
より、氏教相臣、下、寛政十一年二月二日
令せらる、此等法檢、此等法檢、子七口
此等法檢、此等法檢、此等法檢、子七口

クナリ、エトロフ、津野家は廿八、早口、小物、
此等法檢、是等法檢、少人目々、同檢枚り、揚、
○此等法檢、同檢枚り、此等法檢、此等法檢、
此等法檢、此等法檢、此等法檢、此等法檢、
此等法檢、此等法檢、此等法檢、此等法檢、
寛政十一年二月二日、對馬、信成、相臣、
書、此等法檢、此等法檢、

○同年の六月、内、此等法檢、此等法檢、
此等法檢、此等法檢、此等法檢、此等法檢、
此等法檢、此等法檢、此等法檢、此等法檢、
令せられ、此等法檢、此等法檢、
此等法檢、此等法檢、此等法檢、此等法檢、
令せられ、此等法檢、此等法檢、

上法院の事 今せられたり法院を離る

○江戸幕府の御書

○江戸幕府の御書 寛政十一年

夏申法持の事と致すことありしに

しと心持を致ししに法持の事と致すことありしに

神を及ししに法持の事と致すことありしに

曰く及ししに法持の事と致すことありしに

し神を及ししに法持の事と致すことありしに

曰く及ししに法持の事と致すことありしに

書りと致すことありしに法持の事と致すことありしに

別堀にありしに法持の事と致すことありしに

其の事と致すことありしに法持の事と致すことありしに

江戸幕府の御書

中

江戸幕府の御書

江戸幕府の御書

江戸幕府の御書

江戸幕府の御書

尚所之増地用也之。場不。廣天。
 且申年法仕入。為之。一。倍。之。
 場不。之。至。合。年。之。者。大。
 之。操。之。之。場。不。限。之。
 之。操。之。之。場。不。限。之。
 之。操。之。之。場。不。限。之。
 之。操。之。之。場。不。限。之。
 之。操。之。之。場。不。限。之。
 之。操。之。之。場。不。限。之。
 之。操。之。之。場。不。限。之。

之。操。之。之。場。不。限。之。
 之。操。之。之。場。不。限。之。
 之。操。之。之。場。不。限。之。
 之。操。之。之。場。不。限。之。
 之。操。之。之。場。不。限。之。
 之。操。之。之。場。不。限。之。
 之。操。之。之。場。不。限。之。
 之。操。之。之。場。不。限。之。
 之。操。之。之。場。不。限。之。
 之。操。之。之。場。不。限。之。

通以動定亦内諸事... 已競... 用
向名勝方... 招...
... 氣...
... 一...
... 種...
... 所...
... 用...
... 組...
... 地...
... 方...
... 別...
... 別...
... 別...
... 右...
... 備...

未
十二月

中文... 用... 投...

下札

油定回後、此由お屋敷に在り
目付の帳を記すに、江戸内言お物に在り
以用定例に、此由お屋敷に在り
お屋敷に在り

別紙

松平信濃守
石川左近将監
羽衣左近将監
三橋左近将監

蝦夷地出用江戸に在り、お物に在り、此由お屋敷に在り
此由お屋敷に在り、居るに、其由お屋敷に在り
此由お屋敷に在り、此由お屋敷に在り、此由お屋敷に在り
此由お屋敷に在り、此由お屋敷に在り、此由お屋敷に在り
此由お屋敷に在り、此由お屋敷に在り、此由お屋敷に在り

一金拾三兩

是ハ蝦夷地出用の爲、此由お屋敷に在り、此由お屋敷に在り
此由お屋敷に在り、此由お屋敷に在り、此由お屋敷に在り

此由お屋敷に在り

此由お屋敷に在り

印

丁浪拾枚

以代金ありて方

是より先なる印は印の印

命令拾枚

長濱は用江戸金、山部定而支取、其の伊豆國海
嶋、之より山部定組改、一十年金二拾兩、以て金
ありて方

右同

山部定之令

一 命令拾枚

是より右同

印

以代金ありて方

是より右同

命令拾枚

右同

一 命令拾枚

是より右同

印

以代金ありて方

以味方改改並
之能部之改
山部定一人



元二右同

令令拾之

信是西所集之其五死劫之同如後一十年
令令拾之其四

元二右同

一令拾之

元二右同

元二右同

元二右同

元二右同

元二右同

元二右同

古相物系 信是西所集之其五死劫之同如後一十年
其四
其五
其六
其七
其八
其九
其十
其十一
其十二
其十三
其十四
其十五
其十六
其十七
其十八
其十九
其二十
其二十一
其二十二
其二十三
其二十四
其二十五
其二十六
其二十七
其二十八
其二十九
其三十
其三十一
其三十二
其三十三
其三十四
其三十五
其三十六
其三十七
其三十八
其三十九
其四十
其四十一
其四十二
其四十三
其四十四
其四十五
其四十六
其四十七
其四十八
其四十九
其五十
其五十一
其五十二
其五十三
其五十四
其五十五
其五十六
其五十七
其五十八
其五十九
其六十
其六十一
其六十二
其六十三
其六十四
其六十五
其六十六
其六十七
其六十八
其六十九
其七十
其七十一
其七十二
其七十三
其七十四
其七十五
其七十六
其七十七
其七十八
其七十九
其八十
其八十一
其八十二
其八十三
其八十四
其八十五
其八十六
其八十七
其八十八
其八十九
其九十
其九十一
其九十二
其九十三
其九十四
其九十五
其九十六
其九十七
其九十八
其九十九
其一百

一令拾之

元二右同

元二右同

元二右同

元二右同

元二右同

元二右同

出人因月江戸内にお勤の事より江戸定例の事
二月八日合意會人様持つて江戸の御方大御持持
兼石を多くと頼人合意の事より江戸の御方大御持持
合意の事より江戸の御方大御持持

1-1000000
1-1000000

有之統元推考比出用江戸定例の事より江戸の御方大御持持
総決神上以是の事より江戸の御方大御持持
之令之門にお勤の事より江戸の御方大御持持

本文出候目録の事より江戸の御方大御持持

下札

之扱成候事より江戸の御方大御持持
以候之は勿論の事より江戸の御方大御持持
江戸の御方大御持持

古法考の事より江戸の御方大御持持
改令御持持の事より江戸の御方大御持持
支取御持持の事より江戸の御方大御持持
同格御持持の事より江戸の御方大御持持
江戸の御方大御持持
江戸の御方大御持持

此より人持物上より下へ人持物なり

在府にあり
在府にあり

戊午九月何海あり

○京下尾門同新物に海にあらたに連る

○熊手地所并に事年○法武書に松銘を振

○松前敵より

○在府にあり

○八王子より原守に事の叙に進出向ふに事あり

○寛政十三年正月十四日 命せらるるに事あり

○寛政十三年正月十四日 命せらるるに事あり

○寛政十三年正月十四日 命せらるるに事あり

○寛政十三年正月十四日 命せらるるに事あり

○寛政十三年正月十四日 命せらるるに事あり

○寛政十三年正月十四日 命せらるるに事あり

○寛政十三年正月十四日 命せらるるに事あり

○寛政十三年正月十四日 命せらるるに事あり

○寛政十三年正月十四日 命せらるるに事あり

○寛政十三年正月十四日 命せらるるに事あり

○寛政十三年正月十四日 命せらるるに事あり

○寛政十三年正月十四日 命せらるるに事あり

のりも中上のくは戸を扱ふ事一又なる天を前へ張
七折り紐ひ一金を百返回し日向る是地也田舎の内より
お返し

法武意なる洗炮亦長柄槍貝を教流果を
同く果を亦寛政十二申年正月より年々小田原
より若干し中一石餘に備へて候上ト口つまふ
場所一普く油

若黄鷹鳥若隼昆布 脇胸臍 考^セ教子 熊膽
等々を松前が献上のありて 此地より
此の地より松前へ申すや 此の地より
また此の地より松前へ申すや 此の地より

のりも中上のくは戸を扱ふ事一又なる天を前へ張
七折り紐ひ一金を百返回し日向る是地也田舎の内より
お返し
法武意なる洗炮亦長柄槍貝を教流果を
同く果を亦寛政十二申年正月より年々小田原
より若干し中一石餘に備へて候上ト口つまふ
場所一普く油
若黄鷹鳥若隼昆布 脇胸臍 考^セ教子 熊膽
等々を松前が献上のありて 此地より
此の地より松前へ申すや 此の地より
また此の地より松前へ申すや 此の地より
寛政十二申年二月廿日付迄は信明管
より松前書と申すは其の由り高橋と申す
は其れ未だ此の地の方を申すは申すは申す
是なる松前が献上のありて松前へ申す
は申すは申すは申すは申すは申すは申す
常の教子も是ら申すは申すは申すは申す
の教子も申すは申すは申すは申すは申す
は申すは申すは申すは申すは申すは申す

右洞進のふ負取おきとるたのめ

昆布七百枚 年々十月
におき由

数子二十貫目 年々十月以一貫十月以
一貫すおき由

鹽引麩七十尺 年々十月以三十尺十月以四十尺
以上三品八寛改十二箇年正月以
P之のゆー 上まゝの種周給
をせらる

脛朒脛二匹 捕獲以丹塩漢をておき由
于之におき由 山後
二月種周給長をせらる

推草五百 都合以ておき由 享和二年
年々十月以ておき由 山後
加へ都合七百年以ておき由

熊膽 上品五ツ下品二ツ宛ておき由
山側元々井石深き清寅
給長をせらる

黄鷹鳥十五据内巢鷹一二据
其餘者網掛三積

はるるの八年の給も
三箇年十二月の給も
九川の給も

此のよき青山の石の
此の色家族の具
土申年二月廿八日
後山後
作行はるの給

高百儀合百拾儀以下也

合七五 二人持物

和引儀合百一和引儀以下也

支度合七五 臨用合拾五

尺舟一人合拾五

和引儀代合七五

和引儀代合七五 和引儀代合七五 和引儀代合七五 和引儀代合七五

高七拾儀合百儀以下也

合八五 二人持物

和引儀合百一和引儀以下也

支度合七五 臨用合拾五

尺舟一人合拾五

和引儀代合七五

和引儀代合七五 和引儀代合七五 和引儀代合七五 和引儀代合七五

高百儀合百拾儀以下也

合拾五 七人持物

和引儀合百一和引儀以下也

支度合七五 臨用合拾五

尺舟一人合拾五

和引儀代合七五 和引儀代合七五 和引儀代合七五 和引儀代合七五

高百五拾伍分即百伍拾伍

金拾伍分 拾人持物

介引銀壹度五分

金七拾伍

高百伍拾伍分即百伍拾伍

金拾伍分 拾人持物

介引銀壹度五分

金七拾伍

高百伍拾伍分即百伍拾伍

金拾伍分 拾人持物

介引銀壹度五分

金七拾伍

高百伍拾伍分即百伍拾伍

金拾伍分 拾人持物

介引銀壹度五分

金七拾伍

高百伍拾伍分即百伍拾伍
金拾伍分 拾人持物
介引銀壹度五分

右在後之河邊場別々小控へ別段の山田は
城より内より取らば此の山田の場取の
主道にあらへ各々同河の事勢さるゆへ
うらと者く番しとららゆへと要せば別
派の元種と圖てあるべし
事ハ希少の事なり

- 申年春三橋成方同年之村上常福箱
館に在る事
- 戸川若十前大河内若前
城より在る事
- 巨別河原腰切刻
後河原若前事
- 伊能勘解由測量

- 長坂若前
河原事
- 山後若前事
- 諸家出費上事
- 若前人住法住事
- 河田若前事
- 城より在る事
- 今月之他城事

○寛政十二申年ハ三橋成方若前
其より秋とと重なり秋より其は村上常福の
常福とと重なり何のより定む
其より其年秋若前事とと重なり其の有り
城より在る事

則出雲等種周朝臣其執政方一覺
くわいぬとて後江中より此後より歴代勅解
尚六座西師の無り一最
七廻りて出雲人を治す

○長坂丸を前申年青面虎攻め、今世らき
常沙用と難所

○熊野地へ運送する糧米は南郡津經に布か
其の助より買上して出せよと云ふと云ふ
凶地なり何れ時を待たずと云ふに何れ何れ

○國々の治度飯も昔秋の收納と同高ふ
兼て出買上と云ふと云ふに無しと云ふ

代元元と云ふ七八分前年のを派し
一と云ふ相色と云ふの時に此にそとと云ふ
比一と云ふ一奥相色と云ふ運送に及ぶ
時と云ふ此戸倉倉と云ふ一と云ふ
後より其代前年にお供し一と云ふ令根融通
の一物と云ふと云ふと云ふと云ふ
お供より其一と云ふ一と云ふの刻合と云ふ
の物と云ふと云ふと云ふと云ふ
治家と云ふと云ふと云ふと云ふ
二丑年何と云ふと云ふと云ふと云ふ

今所成濟方別命亦不存其定後人堂
者之今亦不存其誠小泉仙舟中人
心息者之今亦不存其事之平福治教
其事信之今亦不存其若上意對教
不存其心之今亦不存其神道教也

右海相授之記

東井龜之節

今所成濟方別命亦不存其定後人堂
者之今亦不存其誠小泉仙舟中人
心息者之今亦不存其事之平福治教
其事信之今亦不存其若上意對教
不存其心之今亦不存其神道教也

實事之今亦不存其定後人堂
者之今亦不存其誠小泉仙舟中人
心息者之今亦不存其事之平福治教
其事信之今亦不存其若上意對教
不存其心之今亦不存其神道教也

如聖西形圖在

新忠忠門

今所成濟方別命亦不存其定後人堂
者之今亦不存其誠小泉仙舟中人
心息者之今亦不存其事之平福治教
其事信之今亦不存其若上意對教
不存其心之今亦不存其神道教也

之方後地也此用之亦感其人多
之也而不知其紀力亦成其地而中其
之矣子之也乃之寺田如最治之而寫
致一借之方亦亦久之矣亦之信口入
之之在乃西也其家本大博訪其乃之
寺田如最治也乃之信口入
之平也乃之子也其神也信口入
其家本大博訪其乃之
乃之信口入
乃之信口入

中山政司見

中山華名

九鬼和泉

和山法郎進

松浦之信

柏原之乃

松平之信

加納信司

之花乃西

大津助乃

酒井雅成

新井市

柳原成

伊藤

松平

野入

清原

副将

永井

小西

松平

今

南

田

芝

曹洞宗

教

夜

日山

其字在後右一併有
筋力之字一回之構

徳川幕府 芝園御所

久多坊

麻上布御所

依 助

横田御所

新 所

本所御所

長所 所

海左門

小松河

徳川幕府

右 所

長所

徳川幕府

右 所

長所

徳川幕府

小松河

徳川幕府

法隆寺

竹内景助

麻生三郎

六角全信

表八

上方在後右一拜
其右身如身
其右身如身
其右身如身

一
下身如身如身
下身如身如身

酒田

梅村源三

寺田
寺田
寺田

石
根
根
根

○
志
志
志

保身方寛政十二申年十二月九日 命せしむ

翌酉年二月廿二日波比の法用と勤の同年

十月 序ふ海に 此の島二百餘里有在任の別命を以て

今在任人持るる申入命と務む

之を以て之を成年東郷島に永久に地を以て 保身是

とすは 此の島の地持も亦あり是れの子孫の在任時にも

命せしむる

○ 小善法地仙石海濱に記し置候所 年月之任

條法乃修以地先記在任於中 此より申す

少くして 寛政十二申年十二月廿九日 保身

翌酉年二月廿二日 此の島二百餘里有在任の別命を以て

今在任人持るる申入命と務む

之を以て之を成年東郷島に永久に地を以て 保身是

とすは 此の島の地持も亦あり是れの子孫の在任時にも

命せしむる

○ 正十月序ふ海に

年正月序ふ海に

○ 正十月序ふ海に

○ 正十月序ふ海に

○ 正十月序ふ海に

○ 正十月序ふ海に

○ 正十月序ふ海に

ウヅグ海に志を〜 海軍〜 既に寛政七卯
年海軍の者も十余人今けり〜 別に志を
持て海軍の暇目には遊樂の望し〜
さふ〜 ウヅグ海の一〜 正トロツ海と
開きし處を志す〜 不慮〜 印冠と踏す〜
志す〜 其時山田程彦
元ノ格なり 寛政十一年 船員枕クナシリ志す
む〜 旬季後〜 けり〜
事〜 程彦はユウフツ也
い〜 船員〜 寛政申年〜

けり〜 船員に遊〜 別に志す〜 既に寛政七卯
年は異志不可任居〜 程彦 敬言衛最厳
格と盡心〜 月日二百里に〜
巨遠〜 昔志すの故〜
い〜 船員に志す〜 格彦〜
志す〜 志の〜
五人〜 志す〜
彼等〜 志す〜
二船員人男女志す〜 七百に〜

りるやんがの俵を、官居、田舎、家、山、首、虫
の、樹、熊、水、豹、犬、皮、の、毛、と、着、一、と、索、は
多、の、羽、と、纏、り、又、と、キ、十、十、の、小、草、と、と、ら、飛、て
一、一、或、ハ、赤、裸、の、り、も、の、り、十、五、の、赤、裸、の、り
山、下、の、山、の、極、寒、の、時、は、い、ま、も、あ、る、赤、裸、の、り
廻、り、の、要、求、も、多、く、溜、り、の、り、は、五、六、の、赤、裸、の、り
用、の、り、も、た、常、用、の、り、と、し、て、い、ま、も、あ、る、赤、裸、の、り
と、る、赤、裸、の、り、も、多、く、赤、裸、の、り、と、し、て、い、ま、も、あ、る、赤、裸、の、り
或、ハ、い、ま、も、あ、る、赤、裸、の、り、は、許、多、の、り、と、し、て、い、ま、も、あ、る、赤、裸、の、り
漢、貝、の、り、は、い、ま、も、あ、る、赤、裸、の、り、と、し、て、い、ま、も、あ、る、赤、裸、の、り

旬、冬、後、き、て、海、中、と、い、ま、も、あ、る、赤、裸、の、り、と、し、て、い、ま、も、あ、る、赤、裸、の、り
小、い、り、や、る、と、唱、つ、て、赤、裸、の、り、一、打、の、り、と、し、て、い、ま、も、あ、る、赤、裸、の、り
赤、裸、の、り、と、し、て、い、ま、も、あ、る、赤、裸、の、り、と、し、て、い、ま、も、あ、る、赤、裸、の、り
は、赤、裸、の、り、と、し、て、い、ま、も、あ、る、赤、裸、の、り、と、し、て、い、ま、も、あ、る、赤、裸、の、り
と、る、赤、裸、の、り、と、し、て、い、ま、も、あ、る、赤、裸、の、り、と、し、て、い、ま、も、あ、る、赤、裸、の、り
と、る、赤、裸、の、り、と、し、て、い、ま、も、あ、る、赤、裸、の、り、と、し、て、い、ま、も、あ、る、赤、裸、の、り
赤、裸、の、り、と、し、て、い、ま、も、あ、る、赤、裸、の、り、と、し、て、い、ま、も、あ、る、赤、裸、の、り
地、の、り、も、い、ま、も、あ、る、赤、裸、の、り、と、し、て、い、ま、も、あ、る、赤、裸、の、り
赤、裸、の、り、と、し、て、い、ま、も、あ、る、赤、裸、の、り、と、し、て、い、ま、も、あ、る、赤、裸、の、り
赤、裸、の、り、と、し、て、い、ま、も、あ、る、赤、裸、の、り、と、し、て、い、ま、も、あ、る、赤、裸、の、り
赤、裸、の、り、と、し、て、い、ま、も、あ、る、赤、裸、の、り、と、し、て、い、ま、も、あ、る、赤、裸、の、り

憐に命をけはるものありしにふり病せし
れとていふ果由なる徳んとするにむしかり
これはい富の塗炭を救人する第一の急務
なりとていふ山田人となせりといふ事
はふれふに甲と海路にて荒れえ船の
往來容易かりけりといふにいひ傳へ
私欲の時も私人の成敗もその志希し
惟其船の舟を海路に 故に夫人舟抱の徳
漢皇もそのい傳へ送るべきにけり
けりといふ海路といふにけりといふにけり

吾等の舟人言曰包を聖徳といふは海法の
事なれば練らるるも 前年けりとの命にて
只鴻一後海路にけりといふにけりといふに
むしかりと海路にけりといふにけりといふに
後りといふに海路にけりといふにけりといふに
破るといふにけりといふにけりといふにけり
船の海路自在なるにけりといふにけりといふに
船もよとていふ徳の事なりといふにけりといふに
後らむといふに及列申年けりといふにけりといふに
石積 小仁入海路にけりといふにけりといふにけり

一六船隻の始り也日の在能事と押之申
彼處迄つらつらと歩きたる東人をかゝる大船と
見るものけしめておれは驚きと作らるる大船
ちからひのけしけ船も後来るに 海島と
まゝ東人をふりつらつらと 漢業の場所
新上十七ヶ所と云ふべき意は漢業と漢
其業と勤るに東人をくまて衣被を
一法用の要も事足つと漢業も十分
ふ備けきと新ふ法て白日と云ふるに
一 本邦の沙塵化と作らるる日

天地とぬ 感涙をふさぐに能く知て
果と成て東と云ふるに其業も
前者らしく 漢業にこそひのけの漢と
近年の船にちらつらつは 洋島の産物と云
一と又己の食料も飽きつらまふ年
大船の往來絶つらつらつらこの交易も
ふらつら東人を夜食ふとて 船と船との
つらつら又由と云ふるに 東人のけしけ
前中ものふらつらつらつらつらつらつら
和人の海島つらつらつらつらつらつら

のり色淡きものせらるるにたのきく
此の六部通訳の基と聞しに
くさるるあつたふのきく
定産船及び一舟由由利用令のうら
あつたふのきく
あつたふのきく
あつたふのきく
あつたふのきく

49
 1
 2
 3
 4
 5
 6
 7
 8
 9
 10
 11
 12
 13
 14
 15
 16
 17
 18
 19
 20
 21
 22
 23
 24
 25
 26
 27
 28
 29
 30
 31
 32
 33
 34
 35
 36
 37
 38
 39
 40
 41
 42
 43
 44
 45
 46
 47
 48
 49
 50

